

○ 無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）の一部を改正する省令案 新旧対照表

（下線部分が変更箇所）

改正案	現行
<p>（認定の基準）</p> <p>第二十一条 法第四十一条第二項第二号の総務省令で定める認定の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することができる者とする管理責任者（養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）を置くものであること。</p> <p>四 申請者、代表者、管理責任者又は講師等（設問解答、添削指導、質疑応答等による指導のみに従事する者を含む。以下同じ。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日</p>	<p>（認定の基準）</p> <p>第二十一条 （同上）</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 管理責任者（養成課程の運営を直接管理する責任者をいう。以下この章において同じ。）で、総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することができるものと認めるものを置くものであること。</p>

から二年を経過しない者

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者

五 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。

六 授業形態は、授業科目別に同時受講型授業（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は異時受講型授業（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。

イ 集合形式で講師が対面により行う授業

ロ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う授業

ハ 授業の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該授業を行う教室等以外の場所に対して同時に行う授業

ニ 電気通信回線を使用して、ロ及びハに掲げる方法以外の方法により行う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

ホ 電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）による記録に係る記録媒体を使用して行う授業であつて、同時受講型授業に相当する教育効果を有するもの

七 養成課程の種類別（その養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第六号に掲げる授業科

四（同上）

五 養成課程の種類別（その養成課程において養成しようとする無線従事者の資格の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第六号に掲げる授業科

科目及び授業時間（養成を受ける者の能力に鑑み、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

八 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者（総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に従事するものであること。

九 同時受講型授業の講師は、一の会場当たりの養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

十 電気通信術以外の授業科目の授業においては、標準教科書（当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書。以下同じ。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書（電磁的方法により作成されたものにあつては、授業内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。以下同じ。）を使用するものであること（総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。）。

十一 その養成課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該養成課程の修了証明書を発行するものであること。

目及び授業時間（養成を受ける者の能力にかんがみ、総合通信局長が特に他の授業時間によることが適当と認めた場合は、その授業時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。

六 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、別表第七号に掲げる無線従事者の資格を有する者（総合通信局長がこれと同等以上の知識及び技能を有するものと認めるものを含む。）で、その経歴等からみて総合通信局長が適当と認めるものが講師等として授業に従事するものであること。

七 前号に規定する講師は、当該養成課程の養成人員四十人につき一人以上を置くものであること。ただし、総合通信局長が養成課程の実施に支障がないと認める場合は、この限りでない。

八 電気通信術以外の授業科目の授業において、当該科目の授業に適するものとして総務大臣が別に告示した教科書（以下「標準教科書」という。）又はこれと同等以上の内容を有する教科書を使用するものであること（総合通信局長が特にその必要がないと認めた場合を除く。）。

九 （同上）

<p>十二 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。</p> <p>十三 第八号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する授業科目別授業時間（異時受講型授業の場合にあつては、講師等の担当する授業科目）、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>2 長期型養成課程の認定の基準は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することができる者と認める管理責任者を置くものであること。</p> <p>三 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分を違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p>	<p>十四 前四号に掲げるもののほか、実施の期間、講師の担当する授業科目別授業時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 管理責任者で、総合通信局長がその養成課程の運営を厳正に管理することができるものと認めるものを置くものであること。</p>
--	---

<p>ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>四 その養成課程の実施に必要な設備を備えるものであること。</p> <p>五 養成課程の種別に応じ、別表第七号の二に掲げる授業科目及び授業時間を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。</p> <p>六 養成課程の種別及び担当する授業科目に応じ、学校教育法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校において無線通信に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にある者又はこれらの者と同等以上の知識及び技能を有するものと総合通信局長が認める者が講師として授業に従事するものであること。</p> <p>七 学校等が定める方法により養成課程の授業科目の内容を習得したことの確認を行い、その授業科目の内容を習得したと認める者に限り、当該養成課程の修了証明書又はこれに代えて科目履修証明書及び卒業証明書若しくは総合通信局長が適当と認めるその他の証明書（以下「修了証明書等」という。）を発行するものであること。</p> <p>八 前各号に規定するもののほか、講師の担当する授業科目別授業時間、実施要領等に関する適切な実施計画によるものであること。</p> <p>3 (略)</p>	<p>三 (同上)</p> <p>四 (同上)</p> <p>五 (同上)</p> <p>六 (同上)</p> <p>七 (同上)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

(認定の申請)

第二十二條 法第四十一條第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は提出した教科書と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教科書の提出を省略することができる。

一〇五 (略)

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（異時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要）

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間（同時受講型授業の場合にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第一項第七号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間（異時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目）

二〇ト (略)

(認定の申請)

第二十二條 法第四十一條第二項第二号に規定する認定を受けようとする者は、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書に、標準教科書以外の教科書を使用する場合はその使用する教科書を添えて、総合通信局長に提出しなければならない。ただし、既に申請書を提出したことがある者が当該認定を受けるために提出する申請書に記載する事項又は当該申請書に添えて提出する標準教科書以外の教科書が既に提出した申請書に記載したもの又は当該申請書に添えて提出したものと同一である場合は、提出する申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は標準教科書以外の教科書の提出を省略することができる。

一〇五 (略)

六 (同上)

イ 実施の期間及び場所

ロ 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する授業科目別授業時間

二〇ト (略)

升 修了試験の方法

リ 養成課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲

又 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

八 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ (略)

ロ 法若しくは法に基づき命令又はこれらに基づく処分違反して、

法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。

九 その他参考となる事項

2 長期型養成課程の認定を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、その養成課程に関し、次に掲げる事項を記載した申請書を総合通信

升 (同上)

七 施設費及び運営費並びにその支弁方法

八 受講料の額

九 (同上)

十 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ (略)

ロ 法若しくはこれに基づき命令又はこれらに基づく処分違反して、法第七十六条（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九条の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。

十一 (同上)

2 (同上)

局長に提出しなければならない。

一〇十一 (略)

十二 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（前条第二項第五号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ロ・ハ (略)

十三 代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ (略)

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九條第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項若しくは第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。

十四 (略)

(申請の手続の簡略)

第二十二條の二 同一の者が実施する二以上の養成課程（申請の日から三

一〇十一 (略)

十二 (同上)

イ 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ロ・ハ (略)

十三 (同上)

イ (略)

ロ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九條の規定による処分を受けたこと。

ハ 第二十八条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつたこと。

十四 (略)

(申請の手続の簡略)

第二十二條の二 同一の者が実施する二以上の養成課程であつて、その養

年以内に養成課程の実施の期間が満了するものに限る。であつて、その養成課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類及び標準教科書以外の教科書を使用するときはその使用する教科書を添えて提出することにより行うことができる。

(電磁的方法により作成された教科書の提出方法)

第二十二條の三 前二條の規定により総合通信局長に提出する教科書であつて、電磁的方法により作成されたものについては、その記録に係る記録媒体により提出するものとする。

(認定)

第二十三條 総合通信局長は、第二十二條の申請があつた場合において、当該申請に係る養成課程が第二十一條に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第一項第四号又第二項第三号に該当する際に、情状を酌量することが適当と認められる場合は、総合通信局長は、これらの規定にかかわらず、認定することができる。

成課程の実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条第一項の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、同時に申請を行う養成課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各養成課程に係る同項各号に掲げる事項を記載した書類及び標準教科書以外の教科書を使用するときはその使用する教科書を添えて提出することにより行うことができる。

(認定)

第二十三條 総合通信局長は、第二十二條の申請があつた場合において、当該申請に係る養成課程が第二十一條に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。

2| 総合通信局長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者からの申請があつたときは、同項の認定をしないことができる。

<p>2  総合通信局長は、前項の規定により認定したときは、認定書を交付する。</p> <p>3  前項の認定書には、その認定が第二十一条第一項第七号に規定する他の授業時間によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。</p> <p>(変更の承認等)</p> <p>第二十五条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類(使</p>	<p>一 法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条(法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。)又は法第七十九条の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>三 第二十八条第一項又は第二項の規定による認定の取消しの処分を受けた者又は当該処分を受けた養成課程の管理責任者であつて、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>四 前三号のいずれかに該当する者を代表者又は当該申請に係る養成課程の管理責任者若しくは講師とする者</p> <p>3  総合通信局長は、第一項の規定により認定したときは、認定書を交付する。</p> <p>4  前項の認定書には、その認定が第二十一条第一項第五号に規定する他の授業時間の基準によるものであるときは、その旨及び当該授業時間を記載するものとする。</p> <p>(変更の承認等)</p> <p>第二十五条 認定施設者は、その養成課程の次に掲げる事項(長期型養成課程である場合は、第一号及び第三号に掲げる事項に限る。)を変更しよ</p>
--	--

<p>用する教科書を変更しようとするときは、変更後使用する教科書を含む。を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならない。</p> <p>一 長期型養成課程以外の養成課程</p> <p>イ 管理責任者</p> <p>ロ 設備の状況</p> <p>ハ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>(1) 実施の期間</p> <p>(2) 授業科目及び授業科目別授業時間(同時受講型授業にあつては、時間割を含む。)並びに実施要領(第二十一条第一項第七号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。)</p> <p>(3) 講師等(その担当別を含み、第三項第一号ロ(2)に掲げるものを除く。)</p> <p>(4) 使用する教科書(変更後使用する教科書が標準教科書であるときを除く。)</p> <p>(5) 試験問題の作成方針及び管理方法</p> <p>(6) 修了試験の方法</p> <p>(7) 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲</p>	<p>うとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類(使用する教科書を変更しようとするときは、変更後使用する教科書を含む。)を提出し、あらかじめ総合通信局長の承認を受けなければならない。</p> <p>一 管理責任者</p> <p>二 実施の期間</p> <p>三 講師(その担当別を含む。)</p> <p>四 養成人員</p> <p>五 使用する教科書(変更後使用する教科書が標準教科書であるときを除く。)</p> <p>六 試験問題の作成方針及び管理方法</p> <p>七 養成課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係る業務の範囲</p>

<p>3  認定施設者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。</p> <p>2  第二十二条の三の規定は、前項の規定により提出する教科書について準用する。</p> <p>2  認定施設者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。</p>	<p>(8) 施設費及び運営費並びにその支弁方法</p> <p>(9) 受講料の額</p> <p>二 実施する者が行う業務</p> <p>ホ 実施する者、代表者、管理責任者又は講師等が第二十一条第一項第四号イからハまでのいずれかに該当することの有無</p> <p>二 長期型養成課程</p> <p>イ 代表者、管理責任者又は講師（その担当別を含み、第三項第一号へに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 設備の状況</p> <p>ハ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>(1) 授業科目及び授業科目別授業時間（時間割を含む。）並びに実施要領（第二十一条第二項第五号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）</p> <p>(2) 養成を受ける者の資格条件</p> <p>(3) 修了証明書等の発行の条件</p> <p>二 代表者、管理責任者又は講師が第二十一条第二項第三号イからハまでのいずれかに該当することの有無</p> <p>2  認定施設者は、第二十二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項（前項の規定により承認を受けなければならないものを除く。）に変更があつ</p>
--	--

<p>一 長期型養成課程以外の養成課程</p> <p>イ 名称及び住所</p> <p>ロ 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>(1) 養成課程の実施場所（異時受講型授業の場合にあつては、受講形態の概要）</p> <p>(2) 講師等の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の者の場合に限る。）</p> <p>(3) 養成人員</p> <p>(4) 使用する教科書の名称及び発行者の氏名又は名称</p> <p>(5) 修了証明書の発行の条件</p> <p>ハ その他参考となる事項</p> <p>二 長期型養成課程</p> <p>イ 学校等の名称、その所在地、代表者の役職名及び氏名（同一の者の場合に限る。）</p> <p>ロ 養成課程を設けようとする学校等の学部及び学科の名称並びにその学部及び学科の入学定員</p> <p>ハ 設置者の名称又は氏名</p> <p>ニ 入学資格及び修業年限</p> <p>ホ 養成課程を設けようとする教育課程（部科別）の概要</p>	<p>たときは、遅滞なく、その内容及び変更の年月日を総合通信局長に届け出なければならない。</p>
---	---

<p>ヘ 講師の氏名（同一の者の場合に限る。）</p> <p>ト 実施計画に関する事項であつて、第二十二條第二項第二号の入学定員のうち養成課程の受講見込者数</p> <p>チ その他参考となる事項</p> <p>（報告）</p> <p>第二十六條 認定施設者は、その養成課程（長期型養成課程を除く。）の受講者が当該養成課程を修了したとき及びその養成課程が終了したとき（長期型養成課程にあつては、受講者が当該養成課程に係る教育課程を修了したとき）は、直ちに、その旨を総合通信局長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 養成課程（長期型養成課程を除く。）の受講者が当該養成課程を修了したとき</p> <p>イ 養成課程の種類</p> <p>ロ 授業科目別授業時間</p> <p>ハ 修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日</p> <p>ニ 修了者別の修了試験の成績</p> <p>二 養成課程が終了したとき</p>	<p>（報告）</p> <p>第二十六條 認定施設者は、その養成課程が終了したとき（長期型養成課程である場合には、その養成課程の受講者が当該養成課程に係る教育課程を修了したとき）は、直ちに、その旨を総合通信局長に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該養成課程に関し、次に掲げる事項（長期型養成課程である場合には、第二号、第五号及び第八号に掲げる事項を除く。）を記載した書類を添えて行うものとする。</p>
--	---

<p>イ 養成課程の種別</p> <p>ロ 実施の期間（長期型養成課程の場合を除く。）</p> <p>ハ 授業科目別授業時間</p> <p>ニ 講師等の氏名及び担当科目別授業時間（異時受講型授業の場合にあつては、担当する授業科目）</p> <p>ホ 修了試験の問題（長期型養成課程の場合を除く。）</p> <p>ヘ 履修者数</p> <p>ト 修了者の氏名及び生年月日（長期型養成課程の場合に限る。）</p> <p>チ その他参考となる事項</p> <p>（書類の保存）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定による問題及び答案の保存は、電磁的方法による記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる。なければならない。</p> <p>（認定の取消し等）</p>	<p>一 養成課程の種別</p> <p>二 実施の期間及び場所</p> <p>三 授業科目別授業時間</p> <p>四 講師の氏名及び担当科目別授業時間</p> <p>五 修了試験の問題</p> <p>六 履修者数</p> <p>七 修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日（長期型養成課程である場合には、氏名及び生年月日に限る。）</p> <p>八 修了者別の修了試験の成績</p> <p>九 その他参考となる事項</p> <p>（書類の保存）</p> <p>第二十七条（略）</p> <p>2 前項の規定による問題及び答案の保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の人の知覚によつては認識することができない方法という。以下同じ。）による記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができる。なければならない。</p> <p>（認定の取消し等）</p>
--	---

<p>第二十八条 総合通信局長は、法第四十一条第二項第二号に規定する認定をした養成課程が第二十一条に規定する基準に適合しないものとなったときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2 総合通信局長は、認定施設者が第二十五条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(現に認定している養成課程の公表)</p> <p>第二十八条の三 総合通信局長は、現に第二十三条第一項の規定により認定している養成課程について、次に掲げる事項をインターネット利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>一 養成課程の種別</p> <p>二 認定施設者</p> <p>三 実施の期間</p> <p>四 その他参考となる事項</p> <p>(認定の基準)</p> <p>第三十四条 前条第一項の認定(以下この章において「認定」という。)の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>第二十八条 総合通信局長は、法第四十一条第二項第二号に規定する認定をした養成課程が第二十一条に規定する基準に適合しないものとなったときは、その認定を取り消す。</p> <p>2 総合通信局長は、認定施設者が第二十三条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第二十五条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(認定の基準)</p> <p>第三十四条 (同上)</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>第二十八条 総合通信局長は、法第四十一条第二項第二号に規定する認定をした養成課程が第二十一条に規定する基準に適合しないものとなったときは、その認定を取り消す。</p> <p>2 総合通信局長は、認定施設者が第二十三条第二項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき又は第二十五条の規定に違反したときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 (略)</p>

<p>五 申請者、代表者、管理責任者又は講師等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、七十条の八第三項及び第七十条九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 講習形態は、講習科目別に同時受講型講習（イからハまでに掲げるものをいう。以下同じ。）又は異時受講型講習（ニ及びホに掲げるものをいう。以下同じ。）電気通信回線又は電磁的方法による記録に係る記録媒体を使用し、イからハまでに掲げる方法以外の方法により行うものであって、同時受講型講習に相当する教育効果を有するものをいう。以下同じ。）に該当するものであること。</p> <p>イ 集合形式で講師が対面により行う講習</p> <p>ロ 電気通信回線を使用して、複数の教室等に対して同時に行う講習</p> <p>ハ 講習の内容を電気通信回線を通じて送信することにより、当該講習を行う教室等以外の場所に対して同時に行う講習</p> <p>ニ 電気通信回線を使用して、ロ及びハに掲げる方法以外の方法によ</p>	<p>五 申請者、代表者、管理責任者又は講師等が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、七十条の八第三項及び第七十条九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 (略)</p>
	<p>五 申請者、代表者、管理責任者又は講師が、次の各号のいずれにも該当しないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、七十条の八第三項及び第七十条九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者</p> <p>ハ (略)</p> <p>六 (略)</p>

<p>り行う講習であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの</p> <p>ホ 電磁的方法による記録に係る記録媒体を使用して行う講習であつて、同時受講型講習に相当する教育効果を有するもの</p> <p>ハ 認定講習課程の種別（前条第一項の表の上欄に掲げる資格でその認定講習の別をいう。以下同じ。）に応じ、別表第八号に掲げる講習科目及び講習時間（総務大臣が別に告示する要件を満たす者については、告示する講習時間）を設けるほか、総務大臣が別に告示する実施要領に準拠するものであること。</p> <p>九 認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに十分な知識及び能力を有する者で、別表第十号に掲げる要件を備えたものが講師等として従事するものであること。</p> <p>十 同時受講型講習の講師は、一の会場につき一人以上を置くものであること。</p> <p>十一 講習科目の講習においては、教材等（当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（電磁的方法により作成されたものにあつては、講習内容の進捗状況を管理する機能を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）を使用するものであること。</p> <p>十二 認定講習課程の終了の際、総務大臣が別に告示するところにより、試験を実施して、当該試験に合格した者に限り、当該認定講習課程の修了証明書を発行するものであること。</p>	<p>七 （同上）</p> <p>八 認定講習課程の種別及び講習科目に応じ、講習を行うのに十分な知識及び能力を有する者で、別表第十号に掲げる要件を備えたものが講師等として従事するものであること。</p> <p>九 講習科目の講習において、当該科目の講習に適するものとして総務大臣が認める教科書その他の教材（以下「教材等」という。）を使用するものであること。</p> <p>十 （同上）</p>
--	--

十三 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、委託して行わせる業務の範囲及び責任が明確であること。

十四 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師等の担当する講習科目別講習時間（異時受講型講習の場合にあつては、講師等の担当する講習科目）、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第三十五条 認定講習課程を実施しようとする者は、認定講習課程の種別及びその課程の一ごとに、次に掲げる事項を記載した申請書に、使用する教材等を添えて、総務大臣に提出しなければならない。ただし、申請書に記載する事項又は提出する教材等が既に提出した申請書に記載したものと又は提出した教材等と同一である場合は、申請書にその旨を記載することにより、同一の事項の記載又は教材等の提出を省略することができる。

一～五 （略）

六 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ 実施の期間及び場所（異時受講型講習の場合にあつては、受講形態の概要）

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時受講型講習にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（前条第八号の総務大臣が別に告示

十一 第七号から前号までに掲げるもののほか、実施の期間、講師の担当する講習科目別講習時間、施設費及び運営費の支弁方法等に関する適切な実施計画によるものであること。

（認定の申請）

第三十五条 （同上）

一～五 （略）

六 （同上）

イ 実施の期間及び場所

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間（異時受講型講習の場合にあつては、担当する講習科目）

ニクチ （略）

リ 認定講習課程の実施に係る業務の一部を他の者に委託して行う場合は、当該者の氏名又は名称及び委託して行わせる業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の場合に限る。）

ヌ 施設費及び運営費並びにその支弁方法  
ル 受講料の額

七 実施する者が行う業務

ハ 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師等が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ （略）

ロ 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は第七十条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ （略）

ハ 講師の氏名、職業、経歴、無線従事者の資格及び免許証の番号並びに担当する講習科目別講習時間

ニクチ （略）

七 施設費及び運営費並びにその支弁方法

ハ 受講料の額

九 （同上）

ハ 実施する者、その代表者、管理責任者又は講師が次のいずれかに該当することの有無及び該当するときは、その内容

イ （略）

ロ 法若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく処分に違反して、法第七十六条第一項（法第七十条の七第四項、第七十条の八第三項及び第七十条の九第三項において準用する場合を含む。）又は法第七十九条第一項及び第二項の規定による処分を受けたこと。

ハ （略）

九 その他参考となる事項

(申請の手續の簡略)

第三十五条の二 同一の者が実施する二以上の認定講習課程(申請の日から三年以内に認定講習課程の実施の期間が満了するものに限る。)であつて、その認定講習課程の主たる実施の場所がいずれも同一総合通信局の管轄区域内であるものに関する前条の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、申請を行う認定講習課程の種別ごとの数を示した一の申請書に、各認定講習課程に係る同条各号に掲げる事項を記載した書類及び使用する教材等を添えて提出することにより行うことができる。

(電磁的方法により作成された教材等の提出方法)

第三十五条の三 前二条の規定により総務大臣に提出する教材等であつて、電磁的方法により作成されたものについては、その記録に係る記録媒体により提出するものとする。

(認定)

第三十六条 総務大臣は、第三十五条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、同条第五号に該当する際に、情状を酌量することが適当と認められる場合は、総務大臣は、同号の規定

十一 その他参考となる事項

(認定)

第三十六条 総務大臣は前条の申請があつた場合において、当該申請に係る認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合するときは、認定しなければならない。ただし、第三十四条第五号に該当する際に、情状を酌量することが適当と認められる場合は、総務大臣は、同号の規定にか

にかかわらず、認定することができる。

2 (略)

3 前項の認定書には、その認定が第三十四条第八号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

(変更の承認等)

第三十八条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の次に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した書類（使用する教材等を変更しようとするときは、変更後使用する教材等を含む。）を提出し、あらかじめ総務大臣の承認を受けなければならない。

一・二 (略)

三 実施計画に関する事項で次に掲げるもの

イ (略)

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（同時受講型講習にあつては、時間割を含む。）並びに実施要領（第三十四条第八号の総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師等（その担当別を含み、第三項第二号ロに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ (略)

ト 認定講習課程の実施に係る業務の一部を受託する者及び受託に係

かわらず、認定することができる。

2 (略)

3 前項の認定書には、その認定が第三十四条第七号の総務大臣が別に告示する講習時間によるものであるときは、その旨及び当該講習時間を記載するものとする。

(変更の承認等)

第三十八条 (同上)

一・二 (略)

三 (同上)

イ (略)

ロ 講習科目及び講習科目別講習時間（時間割を含む。）並びに実施要領（総務大臣が別に告示する実施要領に係るものに限る。）

ハ 講師（その担当別を含み、次項第二号ロに掲げるものを除く。）

ニ〜ヘ (略)

<p>る業務の範囲（第三級海上無線通信士及び第四級海上無線通信士の 場合に限る。）</p> <p>シ 施設費及び運営費並びにその支弁方法</p> <p>リ 受講料の額</p> <p>四 実施する者が行う業務</p> <p>五 実施する者、代表者、管理責任者又は講師等が第三十五条第八号イか らハまでのいずれかに該当することの有無</p> <p>2  第三十五条の三の規定は、前項の規定により提出する教材等について 準用する。</p> <p>3  認定講習課程実施者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞 なく、その内容及び変更の年月日を総務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 実施計画に関する事項で次に掲げるもの</p> <p>イ 認定講習課程の実施場所（異時受講型講習の場合にあつては、受 講形態の概要）</p> <p>ロ 講師等の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の 者の場合に限る。）</p> <p>ハ ホ (略)</p> <p>三 (略)</p>	<p>2  (同上)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (同上)</p> <p>イ 認定講習課程の実施場所</p> <p>ロ 講師の氏名並びに無線従事者の資格及び免許証の番号（同一の者 の場合に限る。）</p> <p>ハ ホ (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 施設費及び運営費並びにその支弁方法</p> <p>五 受講料の額</p> <p>六 (同上)</p> <p>七 実施する者、代表者、管理責任者又は講師が第三十五条第十号イか らハまでのいずれかに該当することの有無</p>
---	--

<p>(報告)</p> <p>第三十九条 認定講習課程実施者は、その認定講習課程の受講者が当該認定講習課程を修了したとき及びその認定講習課程が終了したときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 認定講習課程の受講者が当該認定講習課程を修了したとき</p> <p>イ 認定講習課程の種別</p> <p>ロ 講習科目別講習時間</p> <p>ハ 修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日</p> <p>ニ 修了者別の修了試験の成績</p> <p>二 認定講習課程が終了したとき</p> <p>イ 認定講習課程の種別</p> <p>ロ 実施の期間</p> <p>ハ 講習科目別講習時間</p> <p>ニ 講師等の氏名及び担当科目別講習時間（異時受講型講習の場合にあつては、担当する講習科目）</p> <p>ホ 修了試験の問題</p> <p>ヘ 履修者数</p>	<p>(報告)</p> <p>第三十九条 認定講習課程実施者は、認定講習課程を終了したときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による報告は、当該認定講習課程に関し、次に掲げる事項を記載した書類を添えて行うものとする。</p> <p>一 認定講習課程の種別</p> <p>二 実施の期間及び場所</p> <p>三 講習科目別講習時間</p> <p>四 講師の氏名及び担当科目別講習時間</p> <p>五 修了試験の問題</p> <p>六 履修者数</p> <p>七 修了者の修了年月日、修了証明書の番号、氏名及び生年月日</p>
---	---

<p>チ その他参考となる事項</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第四十一条 総務大臣は、認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合しないものとなったときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(認定した認定講習課程の公表)</p> <p>第四十二条の二 総務大臣は、現に第三十六条第一項の規定により認定している認定講習課程について、次に掲げる事項をインターネット利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>一 認定講習課程の種類</p> <p>二 認定講習課程実施者</p> <p>三 実施の期間</p> <p>四 その他参考となる事項</p> <p>(主任講習の科目等)</p> <p>第七十一条 (略)</p> <p>2  主任講習は、同時受講型講習又は異時受講型講習の方法により行うものとする。</p>	<p>ハ 修了者別の修了試験の成績</p> <p>九 その他参考となる事項</p> <p>(認定の取消し等)</p> <p>第四十一条 総務大臣は、認定講習課程が第三十四条に規定する基準に適合しないものとなったときは、その認定を取り消す。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(主任講習の科目等)</p> <p>第七十一条 (略)</p>
---	---

(公示)

第七十二条 主任講習の日時及び場所(異時受講型講習にあつては、主任講習の期間)その他主任講習の実施に関し必要な事項は、総務大臣又は指定講習機関があらかじめ公示する。

(主任講習の通知)

第七十四条 総務大臣又は指定講習機関は、前条の申請があつたときは、申請者に主任講習の日時及び場所(異時受講型講習にあつては、主任講習の期間)を通知する。

別表第六号(第二十一条関係)

養成課程の種類別 (略)	授業科目 (略)	授業時間(注) (略)
-----------------	-------------	----------------

注 異時受講型授業にあつては、同時受講型授業に相当する教育効果が得られる授業時間とする。

別表第八号(第二十一条関係)

認定講習課程の種類別 (略)	講習科目 (略)	講習時間(注) (略)
-------------------	-------------	----------------

注 異時受講型講習にあつては、同時受講型講習に相当する教育効果

(公示)

第七十二条 主任講習の日時、場所その他主任講習の実施に関し必要な事項は、総務大臣又は指定講習機関があらかじめ公示する。

(主任講習の通知)

第七十四条 総務大臣又は指定講習機関は、前条の申請があつたときは、申請者に主任講習の日時及び場所を通知する。

別表第六号(第二十一条関係)

養成課程の種類別 (略)	授業科目 (略)	授業時間 (略)
-----------------	-------------	-------------

別表第八号(第三十四条関係)

認定講習課程の種類別 (略)	講習科目 (略)	講習時間 (略)
-------------------	-------------	-------------

が得られる講習時間とする。

別表第十号（第三十四条関係）

認定講習課程の種別	科目	講師等の要件
(略)	(略)	(略)

別表第二十四号

講習の区分	科目		時間数（注1）
海上主任講習	無線設備の操作の監督（注2）	最新の無線工学	6時間以上
航空主任講習	無線設備の操作の監督（注2）	最新の無線工学	6時間以上
陸上主任講習	無線設備の操作の監督（注2）	最新の無線工学	6時間以上

注1 異時受講型講習にあつては、同時受講型講習に相当する教育効果が得られる時間とする。

注2 無線局の監督に際して、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。

別表第十号（第三十四条関係）

認定講習課程の種別	科目	講師の要件
(略)	(略)	(略)

別表第二十四号

講習の区分	科目		時間数
海上主任講習	無線設備の操作の監督（注）	最新の無線工学	6時間以上
航空主任講習	無線設備の操作の監督（注）	最新の無線工学	6時間以上
陸上主任講習	無線設備の操作の監督（注）	最新の無線工学	6時間以上

注 無線局の監督に際して、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。